

令和6年(2024年)7月10日

1年次生保護者 様

北海道札幌厚別高等高等学校長 高橋 一矢

令和6年度(2024年度)北海道公立高校生等奨学給付金のお知らせについて

今年度の北海道公立高校生等奨学給付金について、下記要件に該当される方は申請に必要な用紙等を配布いたしますので、事務室までご連絡ください。

詳細につきましては、次のリーフレットをご確認のうえ、期日までに申請をされますようお願いいたします。

【概要】

1 受給要件

- ・基準日(令和6年7月1日)に高校生等が在学していること。
- ・基準日に保護者等が北海道に住所を有していること。
- ・基準日に保護者等が生活保護法による生業扶助を受けていること。又は、保護者等全員の市町村民税及び道府県民税所得割額が非課税であること。

2 家計急変世帯への支援について

- ・基準日(令和6年7月1日)に高校生等が在学していること。
- ・基準日に保護者(親権者)が北海道内に住所を有していること。
- ・家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税世帯相当であると認められること。

3 新入生に対する給付の早期化について

すでに提出されているマイナンバーにより、審査を行います。早期支給を希望される方は、課税証明書等のマイナンバー以外の書類の提出により10月末までに支給になります。

マイナンバーにより審査を受ける場合は、12月末までに支給予定となっております。

4 申請書類提出期日

令和6年7月22日(月)

5 提出先

札幌厚別高等学校事務室

返還する必要のない「奨学のための給付金」

～令和6年(2024年)度北海道公立高校生等奨学給付金のご案内～

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、教科書費、教材費、通信費など、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

- ◎ 返還する必要のない「給付金」です。
- ◎ 奨学金や就学支援金(授業料の補助)と一緒に利用することができます。
- ◎ 「奨学のための給付金」の受給を希望される場合は、別途申請手続きが必要となります。

給付を受けられる方（次の条件に該当する方になります。）

- ◎ 令和6年(2024年)7月1日現在、高校第1学年から第4学年（定時制・通信制を含む。中等教育学校後期課程は4回生から6回生）及び専攻科の生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。
- ◎ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護受給世帯のうち「生業扶助（高等学校等就学費）」が措置されている世帯。

給付金額（生徒一人あたりの年額）

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯のうち生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯	32,300 円	32,300 円	50,500 円
非課税で第1子の高校生等がいる世帯	122,100 円	50,500 円	
非課税で 15 歳以上（中学生を除く。）23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第 2 子以降の高校生等がいる世帯	143,700 円		

※ 非課税世帯において、着用に義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、1人当たり64,800円加算になります。

申請方法（対象となる生徒ごとに申請してください。）

- ◎ 北海道公立高校生等奨学給付金申請書を各学校へ提出してください。
- ◎ 手続きの詳細については、『「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ』をご覧ください。

支給方法

- ◎ 審査の結果、支給が決定された場合、指定口座に振り込まれます。
- ◎ 支給は令和6年(2024年)10月末までを予定しています。

【制度についてのお問い合わせ】

在学する学校の事務室にお問い合わせください。

高校生等奨学給付金制度について

《家計急変世帯が対象になります》

【家計急変】

～令和6年(2024年)度北海道公立高校生等奨学給付金(家計急変)～

【制度の概要】

授業料以外の教育費(教材費、教科書費、通信費、学用品費等)負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

保護者等の失職等により収入が減少し家計が急変した世帯で、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する場合に、支給の対象となります。

対象となる世帯(次の全ての項目に該当する世帯)

- ・基準日に保護者(親権者)が北海道内に住所を有していること。
 - * 保護者の方が北海道以外に在住の場合は、お住まいの都府県にお尋ねください。
- ・基準日に高校生等が在学していること。
- ・家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯相当であると認められること。
 - * 生活保護世帯の場合は従来の奨学給付金の申請を行ってください。

◇基準日とは…7月1日以前:令和6年7月1日
7月2日以降:申請した月の翌月1日

給付金額(生徒1人あたりの支給額)

	区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯	第1子の高校生等がいる世帯	122,100	50,500	50,500
	15歳以上23歳未満の扶養されている第2子以降の高校生等がいる世帯	143,700		

年収見込基準額

世帯構成	年収見込額
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満

申請書類(添付書類)

- ・北海道公立高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書(様式第1-3号)
 - *各学校の事務室で配布していますので、配布希望者は学校事務室に申し出てください。
 - 道教委のホームページからもダウンロード可能です。
(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/kakeikyuhenn.htm>) ※7月上旬掲載予定
- ・口座振込申出書(様式第3号)
- ・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
 - *離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等
- ・家計急変前及び急変後の収入を証明する書類
 - 【家計急変前】課税証明書等
 - 【家計急変後】会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等
- ・保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
 - *健康保険証の写し(扶養親族全員分)、課税証明書(扶養親族全員が記載されているものに限る)等
 - *家計急変による給付金は、個人番号による照会が行えないため、課税証明書等を提出してください。

提出期日

- ・7月1日以前に家計急変した場合⇒令和6年7月22日までに提出してください。
 - ・新入生で早期給付を希望の場合も同日までに提出
- ・7月2日以降に家計急変した場合⇒随時提出してください。
- *申請に必要な証明書などの取得に時間を要し提出期日に間に合わない場合は、柔軟に対応しますので学校の事務担当者(工藤)にお問い合わせください。

お 問 合 せ 先

北海道札幌厚別高等学校の事務室(011-892-7661)にお問い合わせください。

《保護者等が道外に在住している場合》

居住している都府県に申請することとなります。都府県により支給方法等が異なりますので、都府県のホームページや教育委員会に確認し、申請者が直接申請を行ってください。